

3 障害者手帳

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得すると、障害の程度に応じて、法律などによって援護（サービス）が受けられるようになります。

障害者手帳は、従来の紙形式とカード形式のどちらかを選択することができます。なお、カード形式の障害者手帳は顔写真が白黒で印刷され、カバーはつきません。

1. 身体障害者手帳

窓口 障害福祉課

【対象】 以下に永続する障害がある人

視覚

聴覚、平衡機能

音声機能、言語機能又はそしゃく機能

肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害）

心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能

小腸機能、免疫機能、肝臓機能

【内容】 障害の程度によって1級から6級まで区分されます。障害程度等級については59ページの別表を参照してください。

【手続】 ①指定医師の診断書（指定医師については障害福祉課にお問い合わせください。）

②顔写真（1枚 たて4cm×よこ3cm）

③個人番号（個人番号カードなど）

【その他】 再交付などの際の必要書類は以下のとおりです。

○…必

要なもの

	手帳	顔写真	指定医師の診断書	個人番号
手帳をなくしたとき ^{※1}		○		○
手帳が破れたり、汚れたとき	○	○		○
写真を新しくしたいとき	○	○		○
障害の程度が変わったとき	○	○	○	○
違う障害を加えるとき	○	○	○	○
住所、氏名などが変わったとき	○			○
本人が死亡したとき	○			

※1 紛失再交付の場合、遺失届受理番号が必要です。

※2 代理申請の場合は、代理人の本人確認書類及び代理権の確認できる書類（委任状等）が必要です。（住民票上、同一世帯のご家族が代理で手続きされる場合、委任状は不要です。）

2. 療育手帳

窓口 障害福祉課

【対象】 児童相談所または神奈川県立総合療育相談センターにおいて、知的障害があると判定された人

【内容】 障害の程度によってA1からB2まで区分されます。判定基準については冊子版61ページの別表を参照してください。（都道府県などによって表記がちがう場合があります。）

【備考】判定に関する相談については、横須賀市児童相談所（1. 相談窓口 参照）
または神奈川県立総合療育相談センター（8 ページ）までお問い合わせください。

【手続】①顔写真（1枚 たて4cm×よこ3cm）
②個人番号（個人番号カードなど）

※ 紛失再交付の場合、遺失届受理番号が必要です。

3. 精神障害者保健福祉手帳

窓口 障害福祉課

【対象】精神の疾患で、日常生活に障害のある人

【内容】障害の程度によって1級から3級まで区分されます。障害の程度については冊子版61ページの別表を参照してください。

【手続】①医師の診断書または精神障害を事由とする障害年金証書
(または特別障害給付金受給資格者証)

②顔写真（1枚 たて4cm×よこ3cm）

③印鑑

④個人番号（個人番号カードなど）

※代理申請の場合は、代理人の本人確認書類及び代理権の確認できる書類(委任状等)が必要です。(住民票上、同一世帯のご家族が代理で手続きされる場合は、委任状は不要です。)

○…必要なもの

		手帳	印鑑	顔写真	年金証書 または 受給資格者証	年金振込 はがき	手帳用 診断書	個人 番号
初めて手帳 を申請する とき	障害基礎年金または 特別障害給付金 を受給している人		○	○	○	○		○
	上 記 を 受給していない人			○			○	○
手帳を更新 するとき	障害基礎年金または 特別障害給付金 を受給している人	○	○	○	○※1	○※1		○
	上 記 を 受給していない人	○		○			○	○
手帳をなくしたとき※2				○				○
手帳が破れたり、汚れたとき		○		○				○
住所、氏名などが変わったとき		○						○
本人が死亡したとき		○						

※1 更新申請・再承認申請・等級変更の方で、以前に年金情報照会により精神障害者保健福祉手帳を取得したことがある方は、個人番号で紹介することができますが、障害年金の支給期間を同意書に記入していただきますので、年金の種類（年金コード）を年金証書等で確認してからご来庁ください。

※2 紛失再交付の場合、遺失届受理番号が必要です。

自立支援医療（精神通院）の支給認定申請をする場合は、別途書類等が必要となります。

（5. 医療「6. 自立支援（精神通院）医療の申請」参照）

【手帳の有効期限】

精神障害者保健福祉手帳には有効期間があります。有効期間は2年間です。2年ごとに更新が必要です。更新手続きは有効期限の3カ月前から申請することができます。

<注意事項>手帳を申請してから交付されるまでには、約3カ月かかります。